

琵琶湖流域下水道事業における地方公営企業法の適用について

1 地方公営企業法の適用範囲

地方公営企業法は主に、企業会計の導入等のための財務に関する規定と、広範な権限を持つ管理者を設置し、組織の独立性を高め、柔軟かつ迅速な運営を行うための組織に関する規定がある。

地方公営企業といっても多種多様な事業があることから、地方公営企業法の適用には、それぞれの特性に合わせて、公益性と経済性をバランスよく発揮できるよう、財務に関する規定だけを適用する「一部適用」と、組織に関する規定も併せて全ての規定を適用する「全部適用」の2つのケースがある。

2 経過

本県の琵琶湖流域下水道事業においては、平成28年12月に「琵琶湖流域下水道事業地方公営企業法適用基本方針」を策定し、平成31年4月から地方公営企業法の財務に係る規定のみを適用する「一部適用」により事業を運営している。

平成27年10月	滋賀県下水道審議会に「地方公営企業法の適用と組織体制」について諮問
平成28年3月	滋賀県下水道審議会 答申 ➤ 当面の間は一部適用にとどめ、今後の動向を見極めたうえで、必要な場合は全部適用の検討も行うという「段階的移行」は、一つの有力な手法と考える。
平成28年12月	琵琶湖流域下水道事業地方公営企業法適用基本方針 策定 ➤ 平成31年度からまず、地方公営企業法の財務規定を適用するとともに、その後、組織のあり方に関する事項について、さらに検討を深掘りし、平成36年度を目途に、一定の結論を得ることとする。
平成31年4月	琵琶湖流域下水道事業に地方公営企業法を一部適用
令和5年11月	滋賀県下水道審議会に地方公営企業法の適用について諮問

3 検討の進め方

住民生活にとって欠かすことのできない公衆衛生の向上・生活環境の改善、および琵琶湖等の公共用水域の水質保全への貢献という琵琶湖流域下水道事業における使命を達成するため、住民生活において不可欠な下水道の機能・サービスを効率的かつ持続的に提供することが事業の大きな目標となる。

検討にあたって取り得る選択肢として、①一部適用【現状のまま】、②単独型全部適用、③企業庁統合型全部適用の3つの選択肢を想定し、どの選択肢においてより効率的かつ持続的に事業を実施することができるかという視点で評価を行った。

評価のポイント		評価項目	評 価	① 一部	② 単独	③ 統合
効率的か	下水道に求められる使命を効率的に果たせるか	環境政策との連携	①一部適用の場合、琵琶湖環境部の中で価値観や情報を共有しながら環境政策の展開と経営を両立できる。	○	△	△
	滋賀県全体の汚水処理を効率的に行えるか	一般行政事務との連携	①一部適用の場合、同一の課で実施することにより、市町を含めた県全体の下水道事業の視点をもって、流域下水道事業の運営ができる。	○	△	△
	流域下水道事業の運営を迅速かつ柔軟に行えるか	事業実施における効率化	②③全部適用の場合、管理者を設置することで意思決定の迅速性・柔軟性が図られる。	△	○	○
	流域下水道事業の運営を経済的にできるか	コスト面での効率化	①一部適用は追加負担が発生しない、③企業庁統合型全部適用はスケールメリットが働き効率化が進むが、②単独型全部適用は移行時、移行後の両方において、業務量と経費が増加する。	○	×	○
持続的か	持続的な技術水準が確保できるか	人材の確保、育成	②③全部適用の場合、公営企業において独自に採用した職員を、専門性の高い職員として育成が可能。	△	○	○
	社会環境の変化に柔軟に対応できるか	公営企業を取り巻く社会環境の変化への対応	①一部適用は広域化等の動きや国の動きを見極めてから統合の選択ができるが、③企業庁統合型全部適用の場合は、統合後に再分離する場合があるなど非効率が発生する恐れがある。	○	△	×
	災害発生時に迅速かつ適切に対応できるか	災害対応	①一部適用は県としての一体的な災害対応が可能、③企業庁統合型は上下水道間で連携した災害対応が可能であるが、②単独型全部統合は他部局と連携が取りにくく災害に対する脆弱性が高まる。	○	×	○

4 経営部会での意見

- ・評価から判断すると、一部適用を持続するのが最も現段階では妥当で、もし変わるとするならば、下水道単独型の全部適用ではなくて企業庁統合型になるかと思う。
- ・今回の下水道審議会での議論を契機に、全部適用の検討だけでなく、知事部局の中であっても組織運営や事業実施における効率化を図れるような仕組みを考えることが必要だと思う。
- ・能登半島地震で顕在化した人口減少やインフラ整備、維持管理などの課題に対応できる組織がどのようなものかという観点も踏まえて、今回の検討を契機に改善点等を追求していただければと思う。
- ・どういう組織が望ましいか、今回で最終的、永続的な結論を出すわけではなく、変化に応じた対応ができるように検討いただきたい。

5 参考（市町からの意見）

- ・国では、水道事業が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管され、一方県下の市町は、同組織で上下水道事業を運営しているところが多い。全国的な課題としても水道事業の広域化共有化、下水道事業のPFI／PPPの思想もあることから、今後の変化を見据え慎重かつ丁寧に、また市町への寄り添う必要性も鑑み、上下水道両事業が円滑かつ密接に連動・連携できる組織（仕組み）を希望する。
- ・当面は現状通り一部適用とし、今後の他県の状況や動向を注視しながら、全部適用について検討していけばよいのではないかと考える。全部適用にすることで、経営の柔軟性が上がるメリットがある反面、新たな場所の確保や経費の増加、技術継承の課題など、様々なデメリットが発生する可能性があると考えられる。また、琵琶湖水質保全等、環境政策の面においても、県全体で取り組む方が望ましいと考えられ、知事部局にある現状（一部適用）がよいと考える。